

「旅館業営業の許可」＜審査基準＞

旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）

〔営業の許可〕

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。  
〔営業施設について講ずべき措置〕
- 第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。
- 3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

旅館業法施行令（昭和三十二年六月二十一日政令第百五十二号）

（構造設備の基準）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であ

- ること。
- 二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
  - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
  - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
  - 六 適当な数の便所を有すること。
  - 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
  - 八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
  - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
  - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
  - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
  - 六 適当な数の便所を有すること。
  - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
  - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
  - 四 適当な数の便所を有すること。
  - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

（構造設備の基準の特例）

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定める

ことができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

旅館業法施行規則（昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号）

〔営業許可申請書〕

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 営業施設の名称及び所在地
- 三 営業の種別
- 四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨
- 五 営業施設の構造設備の概要
- 六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

〔心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者〕

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔構造設備の基準〕

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

〔季節的に利用される施設等〕

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

- 2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準

- 3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

旅館業法施行条例（昭和四十五年十二月二十五日条例第六十五号）

（清純な施設環境を保持すべき施設）

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五章に規定する公民館
- 二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設
- 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号及び第五号に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校
- 五 前各号に掲げる施設のほか、青少年のための教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの

- 2 知事は、前項第五号の指定をするときは、告示によりこれをしなければならない。

（営業許可等を与える場合に意見を求めなければならない者）

第二条 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 前二号に掲げる施設以外の施設 当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは当該施設の所在する市町村の長

（衛生措置の基準）

第三条 法第四条第二項の規定による衛生措置の基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 客室には、その床面積に応じた適当な人数を超えて宿泊させないこと。
- 二 旅館業の施設は、定期的に清掃し、かつ、随時消毒を実施すること。

- 三 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びに駆除を行うこと。
- 四 客室には、適当な換気設備を設け、客室の空気を常に清浄に保つこと。
- 五 客室、浴室、洗面所、便所、廊下等には、適当な照明設備を設けること。
- 六 寝具類は、収容定員以上の数を備え、かつ、適切に洗濯、管理等を行い、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバーは、客ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 七 浴室には、適当な換気設備を設け、常に清潔を保ち、浴湯は、常に清浄な湯及び水を使用し、かつ、十分に供給すること。
- 八 浴槽（客室ごとに設置され、利用者が湯を入れ換えるものを除く。）の湯は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- 九 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を一リットルにつき〇・四ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 十 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。
  - イ ろ過器は、毎週一回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
  - ロ 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週一回以上消毒すること。
- ハ 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- 十一 浴湯を貯留する貯湯槽を設ける場合は、その湯の温度は、通常の使用状態において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
- 十二 洗面所は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用しても衛生上有害でないものを供給すること。
- 十三 便所には、適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設け、常に清潔を保つこと。
- 十四 客室、廊下その他適当な場所には、くず入れ容器を備えること。

（構造設備の基準）

第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 建物等の外観は、その形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と著しく不調和でないこと。
- 二 次の要件を満たす適当な広さの玄関帳場を有すること。
  - イ 宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。
  - ロ 宿泊者等と直接面接することができる構造であること。
- 三 玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。
- 四 エアシャウト、宿泊料等の受渡しを行うことができる客室の小窓等その他宿泊者等が玄関帳場において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。

と。

五 当該施設の設置場所が別表に掲げる区域内にある場合にあつては、前各号に規定するもののほか、次の要件を満たすこと。

イ 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

ロ 浴室及びシャワー室は、その内部を外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。

ハ 動力により振動し、又は回転するベッド、横臥（が）している人の姿態を写す鏡その他性的好奇心をそそるおそれのある設備が備え付けられていないこと。

2 前項の規定は、令第一条第二項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。

3 第一項第一号の規定は、令第一条第三項第五号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

（構造設備の基準の一部の適用除外）

第六条 旅館業の施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第四条の三に定める基準に適合する設備を有する場合は、前条第一項第二号から第四号まで及び第五号（イに係る部分に限る。）（これらの規定を同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる構造設備の基準は、適用しない。

2 旅館業の施設が季節的に利用されるものその他特別の事情があるものである場合で、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるときは、前条第一項各号（同条第二項及び第三項までにおいて準用する場合を含む。）に掲げる構造設備の基準は、その一部を適用しないことができる。

3 一の区域が別表に掲げる区域となつた際現に当該区域内において法第三条第一項の許可を受けている者及びその許可の申請を行つている者並びにこれらの者から当該許可に係る旅館業の施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者に係る旅館業の施設について、前条第一項第五号（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による構造設備の基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、同号の規定は、当該区域が同表に掲げる区域となつた日以後最初に当該部分について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをするときまでの間は、適用しない。

別表（第五条、第六条関係）

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により都市計画において定められた商業地域（以下「商業地域」という。）以外の区域

二 商業地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートル以内の区域

イ 第一条第一項各号並びに法第三条第三項第一号及び第二号に掲げる施設

- ロ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定する一団地の官公庁施設
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学
- ニ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- ホ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

旅館業法施行細則（昭和三十三年八月三十日規則第五十九号）

（営業許可申請書等）

- 第一条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「規則」という。）第一条第一項の規定による申請書は、様式第一によらなければならない。
- 2 規則第一条第二項に規定する営業施設の構造設備を明らかにする図面は、次のとおりとする。
- 一 建物等の配置図（縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの）
  - 二 各階の平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途等を明示したもの）
  - 三 立面図（色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの）
  - 四 規則第四条の三に定める基準に適合する設備を有する場合を除き、玄関帳場及びその周囲の鳥かん図
  - 五 屋外広告物の形状、色彩、意匠及び設置場所を明示した図面
  - 六 その他保健所長が必要と認める図面
- 3 規則第一条第二項に定めるもののほか、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法人にあつては、登記事項証明書
  - 二 規則第四条の三に定める基準に適合する設備を有する場合にあつては、その内容を明らかにする書類
  - 三 その他保健所長が必要と認める書類

「環境衛生関係法規集 2」（中央法規出版）

第 6 節 旅館業のうち 1 総括的共通事項、2 適用範囲及び 3 営業の許可等の各通知